

**兵高教組
人雇効率報No.4
2016年10月20日 調査情報11号**

兵庫県高等学校教職員組合調査部

TEL : 078-341-6745
 FAX : 078-351-3185
 URL : <http://www.hyogo-kokyoso.com>
 mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

公民較差は、国を上回る3,411円(0.83%) 給料表・一時金・地域手当の引き上げ勧告 4月に遡って引き上げ

10月19日、県人事委員会は勧告・報告を行いましたが、その内容は私たちの要求に一定応えるものとなっています。公民較差は、国人勧の官民較差708円(0.17%)を大きく上回る額となり、これは、県教委が昨年の確定交渉において、「総合的見直し」による2016年4月からの地域手当引き上げを先延ばししたからです。県人事委員会は、勤勉手当のO.1月分引き上げとともに、この公民較差に基づいて、給料表平均0.2%の引き上げ、さらには地域手当の引き上げを、4月に遡って行うよう勧告しました。この勧告を受けて高教組は、賃金権利の改善に向けて、10月25日から県教委と交渉を行っていきます。

☆人事委員会勧告のポイント

○ 公民較差について

行革による給与抑制措置の影響を除くと、公務が民間を0.83%、3,411円下回っている。給与抑制措置の影響を含めると4.25%、16,787円下回っている。昨年の勧告で「総合的見直しで実施する事項として地域手当について所要の措置を講じること」としたが、実際には地域手当は引き上げられなかった。したがって、本県の公民較差が国を大きく上回ったと考えられる。

一時金については、民間の年間支給月数は4.30月。

○ 給与改定について

月例給は、国に合わせて給与表の水準を平均0.2%引き上げる。公民較差から給与表と跳ね返り分へ反映させる分を引いた分については、地域手当に配分する。一時金は現行の4.20月から4.30月に引き上げる。勤勉手当に充てる。これらの改定は、今年4月に遡って実施する。

○ 扶養手当の見直しについて

国、他の都道府県、民間及び本県の状況を考慮して、適切な措置を講じる必要がある。

○ 県「行革」カットについて

人事委員会の勧告とは別の観点から実施されており、あくまで期間を限定した緊急的・臨時的なものであることが求められる。第3次行革プランにおいて給与抑制措置の段階的縮小の方針が示され2か年に渡って実施されているが、行革の目標年次である2018年まで残り2年となった今、改革期間内に解消方針を明確にし、確実に実行されることを要請する。

○ 超勤縮減について

職員の心身の健康や公務能率の向上、仕事と生活の両立を図る観点から、引き続き取り組む必要がある。特に勤務時間をきちんと把握すること、退勤時間の記載方法が難しい、周知されていないことなどの職場の実態を教育委員会に伝える。（人事委員長会見から）

◇ 勧告の重みって？

人事委員会は、公務員の労働基本権制約の代償機関です。民間が春闘などで、直接交渉して賃金等を決める代わりに、第三者機関の立場で民間と公務との比較を行い、その結果を当局に報告・勧告します。したがって当局は、報告・勧告を重く受け止めなければなりませんが、最終的には議会で決まりますから、勧告を見送ったり、値切ったりする場合も考えられます。県「行革」による賃金カットなどがそうです。

☆ 高教組としての見解

- 県「行革」カットについて、事実上中止勧告に当たるような踏み込んだ記述をさせることができたのは大きな前進である。
- 3,411円(0.83%)という較差は県「行革」カット前のいわば架空の賃金と比較したものにすぎない。実際の賃金との比較では16,787円(4.25%)である。県「行革」カットの中止を求めていく。
- 昨年、県教委は「給与制度の総合的見直し」による地域手当引き上げを先延ばししたが、人事委員会にその「影響分」として地域手当の引き上げを勧告させたことは大きな成果である。
- 地域手当の引き上げは、支給されている全教職員が対象。実質的な賃上げにつながる。
- 扶養手当については、政権の要請に応えるという筋違いの国人勧に追随せず、額や実施時期を示さなかつたのは評価できる。

全教職員署名にご協力ください

皆さんの署名で、県教委交渉に我々の切実な要求をぶつけましょう。11月の県教委交渉で提出します。